

牛伝染性リンパ腫対策に取り組んでおられる方へ

下記に該当する場合は補助事業がありますので11月29日(金)までに滋賀県畜産振興協会へ「申請書」の提出※をお願いします。

～対象農場の要件～

※申請書の提出がない場合は、本事業の利用意思がないと判断します。すでに提出いただいた方は再度の提出は不要です。

- ・飼養衛生管理基準を遵守し、積極的な防疫対策を実施していること。
- ・肉用繁殖雌牛および乳用雌牛を飼養している農場であること。

(1) 吸血昆虫の忌避・駆除対策

補助内容: 吸血昆虫の忌避または駆除剤(アブ・サシバエに効能を有するものに限る)の購入、アブトラップ等の購入・作成、または防虫ネットの購入に要した費用の2分の1の額以内。

限度額は1施設当たり88,000円以内。(予算の範囲内)

要件: アブ・サシバエの忌避・駆除対策であること。



↑ 様式はこちら

(2) 高度感染牛のとう汰推進

補助内容: 感染リスクの高い牛をとう汰した場合、対象牛の評価額の3分の2から利用額(と畜で得た利益等)を控除した額以内。(予算の範囲内)

- 要件:
- ・原則、過去3年間で年1回以上の頻度で検査を行っている
 - ・定期的に全頭検査を行い、摘発した感染牛を分離飼育している
 - ・高度感染牛のとう汰により清浄化の早期達成が見込まれる
 - ・遺伝子検査の結果により伝播リスクが高い牛と判断される
 - ・農場内でリスクが高い順でのとう汰である
 - ・以下の対策のうち3つ以上実施している

- ①人為的な伝播を防止するための対策
- ②吸血昆虫対策
- ③初乳の加温、凍結または初乳製剤の使用
- ④早期母子分離飼育
- ⑤導入牛の隔離・検査

ご不明な点は、滋賀県畜産振興協会(TEL:0748-33-4345)、または滋賀県家畜保健衛生所(↓)までお問い合わせください。

(本所) 近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

Email: ge37@pref.shiga.lg.jp

(北西部支所) 高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

家畜生産農場衛生対策事業（EBL対策）

EBL対策（吸血昆虫対策）事業実施計画承認申請書
及び補助金交付申請書

年 月 日

一般社団法人滋賀県畜産振興協会会長 殿

住 所

氏 名

印

EBL対策（吸血昆虫対策）に係る事業実施計画書を作成したので、牛伝染性リンパ腫（EBL）対策実施要領第4の別紙2の1の規定により、下記のとおり実施計画の承認及び補助金の交付を申請します。

記

1 事業実施計画

(1) 事業の目的及び内容

ア 目的

イ 内容

	区分	薬剤・資材等の名称	散布・設置場所
1	吸血昆虫の忌避・駆除剤の購入		
2	アブトラップ等の購入・作成		
3	防虫ネットの購入		

(2) 事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(3) 経費の区分

(単位：円)

	区分	事業費	負担区分	
			補助金	事業実施者
1	吸血昆虫の忌避・駆除剤の購入			
2	アブトラップ等の購入・作成			
3	防虫ネットの購入			
計				

2 補助金交付申請額

円

添付書類

牛伝染性リンパ対策状況報告書

※取組農家は、牛白血病に関する衛生対策ガイドライン（平成27年4月2日付け26消安第6177号農林水産省消費・安全局長通知）に基づく対策を実施していること。

EBL対策(高度感染牛とう汰推進) とう汰申請書

年 月 日

一般社団法人滋賀県畜産振興協会会長 殿

住 所

氏 名

印

EBL対策(高度感染牛とう汰)に係る高度感染牛をとう汰したいので、牛伝染性リンパ腫(EBL)対策実施要領第4の別紙3の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

品種

個体識別番号

性別

とう汰予定日

年 月 日

とう汰処理予定機関

※リアルタイムPCR検査等の結果により農場でのウイルス伝搬リスクが高い牛から実施されるところであること。

添付書類

- ・ 妊娠鑑定書 (写)